

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年3月10日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸

1 調達内容

(1) 調達件名

令和8年度 西日本支社における嘱託登記等業務（アセット活用）

(2) 調達内容詳細

仕様書による

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による

(5) 見積方法

別紙1「基本登記等報酬額表」の報酬額から割引する率（以下「割引率」という。）にて見積合わせに付す。見積書は、別紙2「見積書」を用い、見積書に記載する割引率は、算用数字及び整数によるものとし、小数点以下の記載があった見積書は無効とする。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構西日本支社における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 司法書士法（昭和25年法律第197号。以下「法」という。）第8条に規定する登録を受けている司法書士、法第26条に規定する司法書士法人又は第68条に規定する公共嘱託司法書士協会であって、申込時点で法第47条又は48条に規定する処分を受けていない者であること。

- (6) 当機構が設定する期限までに業務を完了することができること。
- (7) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホームページ→見積・契約情報→新たな取り組み→オープンカウンター方式（<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>）参照）等を承諾していること。
- なお、本公示及び仕様書記載内容とオープンカウンター方式による見積合せ説明書記載内容が相違する場合は、本公示及び仕様書記載内容が優先する。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先
- 〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
総務部 調達管理課 電話 06-4799-1035
- (2) 見積書の提出期限及び提出方法
- ①提出期限 令和8年3月16日（月） 午後3時00分
- ②提出方法 一般書留郵便による郵送とし、同日同刻必着とする。
なお持参又は電送による提出は認めない。
郵送する際は二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。中封筒には見積書のみを入れ、封をし、表面に宛先及び件名を明記し、裏面に見積者名及び登録番号を明記すること。表封筒は必要事項を記入のうえ、上記の中封筒を入れ、封をすること。
- (3) 見積合せの日時
- 見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。
なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

- (1) 契約保証金
- 免除
- (2) 契約書等の作成の要否
- 別紙3「単価契約書」により、契約書を作成するものとし、オープンカウンター方式による見積合せ説明書9に定める期限までに提出しなければならない。
- なお、契約単価は、別紙1「基本登記等報酬額表」で定める各報酬額（実費分を除く）に、契約者が見積書に記載した割引率を反映させた額（1円未満は切り捨て）とする。
- (3) 個人情報等の取扱い
- 落札者は、個人情報及び重要な情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する

る特約条項」(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照)を単価契約書と同日付で締結するものとする。

(4) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(5) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定割引率の制限の範囲内で最高の割引率をもって見積した者を契約の相手方とする。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

アセット活用部 活用企画課 電話 06-4799-1600

以 上

基本登記等報酬額表

(単位：円)

種 別	基本報酬額 (税別)	
対 象	登記等の目的	
土 地	所有権移転	51,500
	所有権保存	26,400
	買戻特約	9,800
	所有権移転請求権等仮登記抹消	9,800
土地・建物	表示変更等、権利承継	12,600
	抵当権設定	38,800
	抵当権変更 (単独)	15,900
	(同時 (※1))	9,800
土地 (定期借地)	定期借地権設定	43,800
	賃借権抹消	9,800
関係当事者の会する 場への立会	立会1回当たり加算額 (※2)	21,800
公正証書作成	定期借地権設定契約 (2者契約)	71,600
	定期借地権設定契約 (3者契約)	107,300
	債権管理	107,300
	公証人手数料	実費
業務に伴い発生する 右記費用	登記事項証明書交付手数料 (登記印紙代金)	実費
	固定資産評価証明書発行手数料	実費
個別的相談 (1時間当たり)	登記申請を伴わない相談に限る。 登記申請を伴う相談は申請業務に含む。	13,100

※1 所有権移転登記と同時に抵当権の変更登記手続きを行うことを前提

※2 権利者及び権利者の双方が会する立合の場合の金額

※3 同一登記申請につき、不動産の筆数が1筆を超える場合は、1筆につき@840円／筆を加算する。

- ・ 仮登記も本登記に準じる。
- ・ 建物譲渡に伴う所有権移転等については、土地に準じる。
- ・ 新住宅市街地開発法による事業施行地区においては、直接、譲受人名義での所有権保存登記を行うが、基本登記報酬額は「所有権移転登記」を適用する。

見 積 書

割引率 %

(注) 記載する割引率は、算用数字及び整数によるものとする。
小数点以下の記載があった見積りは無効とする。

ただし、令和 8 年度西日本支社における嘱託登記等業務（アセット活用）
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部長 小林 弘幸 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
※2 連絡先（電話番号） 1 ：
連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部長 小林 弘幸 殿 (件名「令和8年度 西日本支社における嘱託登記等 業務(アセット活用)」見積書) ※ (押印省略)

裏

封
住所・会社名
氏名
※登録番号

- ※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿(西日本地区物品購入等)」に記載されている登録番号を記載すること。
- ※ 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 掲示等に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

別紙 3

単 価 契 約 書

- 1 契約の名称 令和8年度西日本支社における嘱託登記等業務（アセット活用）
- 2 仕 様 別添 仕様書のとおり。
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約単価 別紙 単価表のとおり。

上記の業務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事・支社長 高原 功

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添 仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書という。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）中、発注者からの発注を受けて仕様書に定められた業務を履行し、発注者はその代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(本業務の範囲)

第4条 受注者は、発注者が定めた土地及び建物に対し、次の各号に掲げる業務を仕様書に基づき処理するものとする。

- 一 土地の所有権移転登記に関する業務
- 二 土地の所有権保存登記に関する業務
- 三 土地の買戻特約設定登記に関する業務
- 四 土地の表示変更等及び権利承継登記に関する業務
- 五 土地の所有権移転請求権等仮登記抹消登記に関する業務
- 六 土地の抵当権設定及び変更登記に関する業務
- 七 土地の定期借地権設定登記に関する業務
- 八 土地の定期借地権抹消登記に関する業務
- 九 建物の抵当権設定及び変更登記に関する業務
- 十 建物の所有権登記名義人表示変更登記（代位）に関する業務
- 十一 定期借地権設定契約に係る公正証書作成に関する業務
- 十二 定期借地権設定（譲渡）契約の一部を変更する契約に係る公正証書作成に関する業務
- 十三 債権管理に係る公正証書作成に関する業務
- 十四 その他前各号の業務に付随する業務

(発注手続)

第5条 発注者は、業務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の依頼書（以下「依頼書」という。）を受注者に対して発行す

るものとし、受注者はこの依頼書に基づき業務を履行するものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第6条 受注者は、天災その他の不可抗力により、依頼書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該依頼書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価の改定)

第8条 賃金、材料等の価格等に変動があり、第10条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、依頼書に基づく業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 第2項の検査に合格した日をもって、依頼書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第10条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した請負代金を発注者に請求することができる。

2 受注者は、請負代金については、速やかにその支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

る。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に依頼書に基づく業務を完了する見込みが明らかでないとき。

四 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第16条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第18条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念

に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第13条又は第14条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第13条又は第14条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の依頼書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の

納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第19条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第20条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第21条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(適用法令)

第22条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法(明治29年法律第89号)の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(以下余白)

別紙 単価表(基本登記等報酬額表)

別添 仕様書

基本登記等報酬額表

(単位：円)

種 別	基本報酬額 (税別)	
対 象	登記等の目的	
土 地	所有権移転	
	所有権保存	
	買戻特約	
	所有権移転請求権等仮登記抹消	
土地・建物	表示変更等、権利承継	
	抵当権設定	
	抵当権変更 (単独) (同時 (※1))	
土地 (定期借地)	定期借地権設定	
	賃借権抹消	
関係当事者の会する 場への立会	立会1回当たり加算額 (※2)	
公正証書作成	定期借地権設定契約 (2者契約)	
	定期借地権設定契約 (3者契約)	
	債権管理	
	公証人手数料	実費
業務に伴い発生する 右記費用	登記事項証明書交付手数料 (登記印紙代金)	実費
	固定資産評価証明書発行手数料	実費
個別的相談 (1時間当たり)	登記申請を伴わない相談に限る。 登記申請を伴う相談は申請業務に含む。	

※1 所有権移転登記と同時に抵当権の変更登記手続きを行うことを前提

※2 権利者及び権利者の双方が会する立合の場合の金額

※3 同一登記申請につき、不動産の筆数が1筆を超える場合は、1筆につき@840円／筆を加算する。

- ・ 仮登記も本登記に準じる。
- ・ 建物譲渡に伴う所有権移転等については、土地に準じる。
- ・ 新住宅市街地開発法による事業施行地区においては、直接、譲受人名義での所有権保存登記を行うが、基本登記報酬額は「所有権移転登記」を適用する。

仕 様 書

1 業務名称

令和8年度西日本支社における嘱託登記等業務（アセット活用）

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務区域・業務範囲

西日本支社業務区域内（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、愛知県、岐阜県、福岡県、佐賀県）における地区及び団地に所在する土地及び建物のうち、機構が指示する土地及び建物

4 履行場所

原則として受注者の事務所

5 業務の実施内容

単価契約書第4条に規定する業務について、以下の業務を実施すること。

なお、登記嘱託に際しては、司法書士法（昭和25年法律第197号。以下「法」という。）第3条第1項第1号に規定する代理により登記嘱託を行うことを原則とする。

(1) 単価契約書第4条第一号から第十号に規定する業務に関する、以下の業務。

- ① 登記嘱託書の作成
- ② 委任状の作成
- ③ 登記原因証明情報の作成
- ④ 全部事項証明書の取得
- ⑤ 土地評価証明書の取得
- ⑥ 登記費用算出表の作成（登録免許税額の算出及び所轄法務局協議を含む）
- ⑦ 登記嘱託に伴う必要書類等の一覧等の作成
- ⑧ 登録免許税払込用紙の作成
- ⑨ 土地及び建物の抵当権設定登記承諾書及び同変更登記承諾書の作成
- ⑩ 共同担保目録の作成
- ⑪ 担保権設定等に係る金融機関等との協議・調整
- ⑫ 土地の定期借地権に関する確認合意書の作成
- ⑬ 建物所有権登記名義人表示変更登記嘱託書（代位）の作成
- ⑭ 所轄法務局への登記嘱託（機構から登記に要する書類を受領した当日中の嘱託を原則とする。）

- ⑮ ⑭により、登記嘱託の補正・取下及び登録免許税の現金還付又は再使用証明の請求並びに登記識別情報等関係書類の所轄法務局からの受領及び機構の確認を受けた上での機構への引渡
 - ⑯ 関係当事者の会する場への立会等
 - ⑰ 個別的相談業務
 - ⑱ その他、①～⑰の業務に付随する業務
- (2) 単価契約書第4条第十一号から第十三号に規定する業務に関する、以下の業務
- ① 公正証書の原稿の作成
 - ② 委任状の作成
 - ③ 公証人との折衝及び公証人役場での公正証書の作成申請（機構から登記に要する書類を受領した当日中の申請を原則とする。）
 - ④ 公正証書の正本を2部、但し単価契約書別表中定期借地権設定契約に係る公正証書作成業務（3者契約）の場合は3部、債権管理に係る公正証書作成業務の場合は債権者の数に1を加えた部数を交付申請し、機構の確認を受けた上、機構に引き渡すこと
 - ⑤ 費用算出表の作成及び公証人手数料の立替払い
 - ⑥ その他①～⑤の業務に付随する業務

6 嘱託登記、公正証書作成の依頼及び対象物件等

- (1) 業務の依頼は、上記2に示す契約期間内において、発注者が依頼書により行う。
- (2) 上記2の契約期間における対象物件の概要は、別表1「対象物件等一覧表」及び別表2「西日本支社における嘱託登記等対象地区一覧（アセット活用）（予定）」のとおり（ただし、令和8年度業務予定数であるため、実際の業務量は増減が生じる）。
- (3) 業務の完了日は、業務の依頼の翌日から起算して、上記5(1)の業務については一ヶ月以内、上記5(2)の業務については二ヶ月以内を原則とする。
- (4) 受注者は、当該仕様書記載の対象物件の嘱託登記依頼が確約されたものではなく、実際の業務量に増減が生じること及び当該仕様書に記載のない案件について業務を追加依頼する可能性があることを、予め了承すること。

7 監督員

監督員とは、単価契約書に定められた範囲内において、受注者又は業務責任者に対する指示、承諾又は協議等を行う者をいう。発注者は、監督員を置くものとし、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする

8 業務責任者

- (1) 業務責任者とは、契約の履行に関する運営（業務の管理及び統括）及び業務を実施す

る者をいう。

- (2) 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、依頼書に示す期限の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- (3) 業務責任者は、法第8条に規定する司法書士の登録を受けていなければならない。
- (4) 業務責任者は、受注者が法人である場合は、その役員又は使用人、受注者が個人である場合には、その者又はその使用人でなければならない。
- (5) 受注者は、単価契約締結後速やかに、発注者に業務責任者の氏名その他必要な事項を通知し、当該業務責任者が(3)に定める登録を受けていることを証する書面を提出しなければならない。業務責任者を変更する場合も同様とする。
- (6) 前項の場合において、通知された業務責任者が(3)に定める登録を受けていると認められない場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は速やかに業務責任者を変更しなければならない。この場合、(2)から(5)までに定めるところに準じて取り扱うものとする。
- (7) 受注者は、業務責任者が事故等やむを得ない事情により、業務に従事できなくなった場合は、遅滞なくその旨を監督員に通知するとともに、その後の業務の実施について監督員と協議するものとする。

9 協議・報告

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって、監督員又は監督員が指定する担当者と十分な協議を行わなければならない。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに、業務の実施にあたり、業務上のミス防止のためチェック体制（様式は任意）を報告すること。
- (3) 業務の経過等について報告を求めたときは、これに応じること。また、業務上のトラブルやミスが発生したときは、速やかに報告を行うこと。
- (4) 業務実績については、契約期間終了後、登記目的及び地区別件数を報告すること。

10 関連法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

11 秘密の保持等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって、正当な理由なく、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。上記2の契約期間満了後も同様とする。
- (2) 機構から貸与され、また業務の履行上入手した重要な情報等の保管場所は受注者事務所内の漏洩、滅失及び破損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じ

た場所とすること。また、重要な情報等の取扱場所は原則受注者事務所内とし、やむを得ず取扱場所から持ち出す場合は、あらかじめ機構担当職員の承諾を得ること。

11 その他留意事項

- (1) 対象物件等が遠隔地である等の理由により、予め機構担当職員の承諾を得たもの限り、オンラインでの申請を実施可能とする。
- (2) 受注者の過失により事実と異なった登記がなされた場合、又は事実と異なった公正証書が作成された場合の更正に要する費用は受注者の負担とする。

以 上

(別表1)

対象物件等一覧表

〔西日本支社業務区域〕

○対象・目的別 令和8年度業務予定

種 別		件数
対象	登記等の目的	
土地	所有権移転	8
	所有権保存	0
	買戻特約	0
	所有権移転請求権等仮登記抹消	0
土地・建物	表示変更等、権利承継	0
	抵当権設定	0
	抵当権変更	0
	計	8
土地 (定期借地)	定期借地権設定	0
	賃借権抹消	0
	計	0
公正証書作成	定期借地権設定契約(2者契約)	6
	定期借地権設定契約(3者契約)	0
	債権管理	0
	計	6

※所有権移転登記と同時に登記手続きを行うことを前提

- ・仮登記も本登記に準じる
- ・建物譲渡に伴う所有権移転等については、土地に準じる
- ・新住宅市街地開発法による事業施行地区においては、直接、譲受人名での所有権保存登記を行うが、基本登記報酬額は「所有権移転登記」を適用する。

(注)上表は、業務区域における予定数量のため、実際の業務量は増減が生じます。

(別表 2)

西日本支社における嘱託登記等対象地区一覧(アセット活用)(予定)

地区名	所在地	
北摂(住宅)	兵庫県三田市	
北神戸第一(鹿の子台)	兵庫県神戸市北区	
北神戸第二(上津台)・第三(赤松台)	兵庫県神戸市北区	
神戸学園南(舞多聞)	兵庫県神戸市垂水区	
金剛東	大阪府富田林市	
和泉中央丘陵	大阪府和泉市	
国際文化公園都市(彩都)	大阪府箕面市・茨木市	
仰木	滋賀県大津市	
伊香立緑の里	滋賀県大津市	
水口第二(工)	滋賀県甲賀市	
関西 文化 学術 研究 都市	田原	大阪府四條畷市
	祝園(光台)	京都府相楽郡精華町
	木津南・木津中央	京都府木津川市
	南田辺北(同志社山手)	京都府京田辺市
土岐	岐阜県土岐市	
五ヶ丘	愛知県豊田市	
北九州学術・研究都市	福岡県北九州市	
千鳥・千鳥東	福岡県古賀市	
鳥栖	佐賀県鳥栖市	

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した令和8年度西日本支社における嘱託登記等業務（アセット活用）（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）
- 二 発注者が未公表の事業進捗情報及び募集に関する情報
- 三 発注者の販売戦略に関する情報
- 四 業務で知り得たすべての企業情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契

約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 大阪市北区梅田一丁目13番1号
氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 印

受注者 住所
氏名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡

- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、

盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。

- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****
代表取締役 ***** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：令和8年度西日本支社における嘱託登記等業務
(アセット活用)

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署 役 職	氏 名	取扱う範囲等
取扱責任者	〇〇部△△課 課長		
取 扱 者	〇〇部△△課 係長		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課 主任		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

〇〇本部 〇〇部長 〇〇 〇〇 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：令和8年度西日本支社における嘱託登記等業務
(アセット活用)

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 〇〇 〇〇
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名)： _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名)： _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
付している。		
F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		

確認内容	確認結果	備考
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。